

令和3年度 初任者研修資料 初任者用

教育実践の手引

— 高等学校用 —



岐阜県教育委員会 教育研修課

教師としての成長を願って

いよいよ4月から新規採用教員としての勤務がスタートします。今、皆さんは、子供たちとの新たな出会いに夢を描きながらも、授業はうまくできるだろうか、子供たちとうまくコミュニケーションがとれるだろうかなど、少なからず不安も抱いているのではないのでしょうか。

昨年度（令和2年度）は学校を取り巻く環境が大きく変わった年でした。新型コロナウイルス感染拡大の影響から、健康観察や三密回避等の感染症対策を取りながら教育活動を行うことが必須となりました。また、国のGIGAスクール構想や県独自の施策により、小1から高3までの全ての児童・生徒に一人一台端末が配備され、今後はICTの活用により、従来の一斉学習から「個別最適な学び」や「協働的な学び」へと学習形態を変え、子供たちの学びを変容することが求められます。

このように教育環境が大きく変化する時期ですが、皆さんは初心を忘れず、子供たちに深い愛情と情熱を注ぎ、将来を見据えながら全力で教育活動に打ち込み、その中で日々、自己研鑽に励む姿勢を貫いてください。また、変化する教育環境に柔軟に対応する姿勢と、新しい指導法を学んで積極性に取り入れる姿勢を持ち続けてください。日々の経験と自己研鑽を積み重ねることにより、やがて不安が自信に変わっていくことが実感できるはずです。

とりわけ初任からの3年間は、これからの長い教師生活の土台を築き上げる最も大切な期間です。特に初任者研修は、教育公務員特例法に位置付けられ、「実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける」ことを目的として実施される重要かつ意義深い研修です。研修においては、「参加する」「受講する」といった受動的な姿勢ではなく、自ら積極的に「求めていく」姿勢が大切です。皆さんが意欲をもって主体的に研修に取り組み、教師としての成長につながる機会となることを期待します。

本書は、初任者研修に臨む際、あるいは日々の実践の際のよりどころになる資料として作成しました。本書が有効に活用され、「常に学び続ける教師」として、皆さんの「道標」となることを切に願っています。

令和3年4月

岐阜県教育委員会
教育研修課長

岐阜県が目指す教育

岐阜県では、平成31年3月に県の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにした「岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）」を策定しました。この教育ビジョンは、教育を取り巻く新たな課題や変動する社会経済情勢に対応し、岐阜県の教育を推進していくための新たな指針であり、令和元年度から令和5年度にかけての5年間の計画が示されたものです。本県教育の基本理念を踏まえ、重点目標を達成していくための教育の推進が求められています。

岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）

基本的な考え方

〔岐阜県教育大綱の基本理念「『清流の国ぎふ』の未来を担う人材の育成」の具体化〕
ふるさとに誇りをもち、「清流の国ぎふ」を担う子どもたちの育成

本県では、予想困難な問題に対応するため、主体的に学び、自分で将来を切り拓く「自立」の力、および多様性の中で生き、自らの役割と責任を果たしていく「共生」の力をはぐくみ、子どもたちが可能性に挑戦し、地域や社会に貢献できる「自己実現」の力を高めていきます。

【3つの力】

- 自立力**……自己肯定感に裏付けされた自信に基づき、生涯にわたって自ら学び、自ら考え行動し、主体的に社会に関わりながら、自分で将来を切り拓いていく力
- 共生力**……多様な人々の互いの人格を尊重し、支え合いながら豊かな人間関係を広げるとともに、人や社会とのつながりを大切にし、自らの役割と責任を果たしていく力
- 自己実現力**……人間ならではの感性や創造性を発揮しながら、夢や志をもって可能性に挑戦し続けるとともに、グローバルな視点から問題の核心を把握し、その解決を目指し地域や社会に貢献できる力

目指す「地域社会人」の姿

本県で生まれ育った子どもたちが、「ふるさと岐阜への誇りと愛着をもち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする心（清流スピリット）」を持ち続け、将来世界で活躍したり、地域の活性化に貢献したりして、「地域社会人」として活躍し、「清流の国ぎふ」を担うことができるよう、岐阜県ならではの自然・歴史・伝統・文化・産業・人材などの多様な地域力「オール岐阜」により、「ふるさとに誇りを持ち、『清流の国ぎふ』を担う子どもたちの育成」を目指すことを基本的な考え方とします。

地域の活性化……社会経済の基礎を担い、地域の活性化に貢献できる人材

共生社会の実現……共生社会の実現に向け、コミュニケーション能力や確かな人権感覚を身に付けた人材

グローバル化への対応……世界や日本、地域社会でリーダー性やグローバルな能力を発揮できる人材

オール岐阜による「地域社会人」の育成

- 【1】 ぎふへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成
- 【2】 多様な学びを支援する教育体制の充実
- 【3】 未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進
- 【4】 勤務環境の改革と教職員の資質向上
- 【5】 学びを支援する安全・安心な教育環境づくり

目 次

1 初 任 者 研 修	・ ・ ・ ・ ・	1
2 教 員 の 職 責 及 び 教 育 の 目 的 と 目 標	・ ・ ・ ・ ・	2
3 社会人としての心構え	・ ・ ・ ・ ・	3
4 学 習 指 導 要 領	・ ・ ・ ・ ・	6
5 学 習 指 導	・ ・ ・ ・ ・	8
6 総合的な探究の時間	・ ・ ・ ・ ・	16
7 ふ る さ と 教 育	・ ・ ・ ・ ・	17
8 特 別 活 動	・ ・ ・ ・ ・	18
9 部活動の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・	19
10 生徒指導・学校安全	・ ・ ・ ・ ・	20
11 進 路 指 導	・ ・ ・ ・ ・	22
12 産 業 教 育	・ ・ ・ ・ ・	24
13 人 権 教 育	・ ・ ・ ・ ・	25
14 主 権 者 教 育	・ ・ ・ ・ ・	28
15 特 別 支 援 教 育	・ ・ ・ ・ ・	29
16 定時制・通信制教育	・ ・ ・ ・ ・	30
資料1 初任者研修制度の 法的根拠	・ ・ ・ ・ ・	31
資料2 教員の身分と服務	・ ・ ・ ・ ・	32
資料3 教職員の勤務 福利厚生	・ ・ ・ ・ ・	34

1 初任者研修

(1) 研修の意義

「研修」は、「研究」と「修養」を内容とする。

教育公務員特例法

- 第 21 条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。
- 2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

教育は、未来に生きる人間を対象として営まれるものであり、その成果は教育に携わる指導者によって大きく左右されるものである。したがって、教員は常に公教育の推進者としての使命を自覚し、自らの識見を高め、指導力の向上を目指して努力しなければならない。

「研究」は専門教科・科目の学問的な研究のほか、教材研究、学習指導法の研究、生徒指導上の諸研究（生徒理解、カウンセリング等の研究）、校務分掌上の諸研究、特別活動に関する研究、その他の研究（部活動、学校図書館活動等）など多岐にわたる。

教員の場合、新任当初から経験豊富な教員と同様に授業を担当することになる。その新任教員にとって、第一に必要なことは、教材の研究・学習指導法の研究によって、授業を適切に実施する力を身に付けることである。

「修養」は、学問を修めると同時に、人間として、教員としての人格向上や成長に努める努力を、生涯にわたって続けることである。

(2) 初任者研修のねらい

教育公務員特例法第 23 条の規定に基づき、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける。

(3) 校外研修

初任者は、校外において年間 15 日間の研修を受ける。詳細は教員研修申込システム内の初任者研修（高）開催要項を参照すること。

(4) 校内研修

初任者は、校内における具体的実践に基づいて、教科指導や特別活動等の研修を受ける。校長は、指導教員や教科指導員の参画を得て、週 5 時間程度、年間 150 時間の年間指導計画を作成する。このうち、100 時間程度を「授業参観」「研究授業」「授業研究」の授業研修に充てる。また、50 時間程度を一般研修に充てる。詳細は初任者研修資料（指導者用）『初任者研修の手引 - 高等学校用 - 』を参照すること。

2 教員の職責及び教育の目的と目標

(1) 教員の職責

公立学校の教員は、公務員として全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではなく、公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。また、教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に務めなければなりません（憲法第 15 条，教育基本法第 9 条，地方公務員法第 30 条）。

服務に当たっては、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法 32 条），信用失墜行為の禁止（同 33 条），職務上知り得た秘密を守る義務（同 34 条）などを遵守して、服務の厳正を期することが大切です。

(2) 教育の目的と目標

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を期すことを目的として行われます（教育基本法第 1 条）。

また、その目的を実現するため、「1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」を目標として行われます（同 2 条）。

さらに、高等学校は、「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと」を目的としています（学校教育法第 50 条）。

そのために、「1 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。2 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。3 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。」を目標として行われます（同 51 条）。

(3) コンプライアンスの順守

「岐阜県教職員コンプライアンス・ハンドブック」を常に手元に置き、順守しましょう。

※ 教員研修申込システム内初任者研修（高）開催要項よりダウンロードできます。

3 社会人としての心構え

私たちは、教職員であるのと同時に、一社会人でもあります。社会人として公私にわたって自覚と責任のある行動をとる必要があります。

1 組織の一員として

組織の成員は共通の組織目標に向かって、それぞれが担う役割に従い、個人の能力を最大限に発揮するよう努める必要があります。

(1) 協調性

- ア 組織の一員としての自覚をもち、組織全体における自分の役割を考えて行動することが大切です。
- イ 組織では職務や年齢を異にした人々が、いろいろな役割をもって働いています。そのため、それぞれの役割をお互いに理解することが大切です。
- ウ 職場の和を乱すような勝手な言動や態度を慎まなければなりません。
- エ 公私混同をしないように心がけます。
- オ 職場の雰囲気慣れ、職場の話題にとけ込むよう心がけましょう。

(2) 積極的な姿勢

- ア 分からないことは、何でも上司や先輩に積極的に聞くようにしましょう。
- イ 積極的に人間関係をよくするよう努め、先輩からの指導や意見に耳を傾け、自分の非は素直に認めるようにしましょう。
- ウ 何事もまずは自ら率先して行動することを心がけましょう。
- エ 仕事は、全て自分を成長させる生きた教材です。与えられた仕事は遂行するよう努力しましょう。
- オ 何でも話せる、聞いてもらえる友人や先輩をつくりましょう。

(3) 職場での態度

職場は「勤務」だけをするところではありません。「教養」や「品格」を磨く人格形成の場でもあります。他者に迷惑をかけたり、不快感を与えたりしないように自分本位の振る舞いを控えることが大切です。「親しき仲にも礼儀あり」と心得て、同僚には節度と誠意をもって接するように心がけましょう。特に態度や服装、言葉遣いなどは人に与える印象を大きく左右します。常に注意することが必要です。

- ア 明るく朗らかな態度を心がけましょう。お互いに相手を信頼し、よい人間関係をつくりましょう。
- イ 相手の立場や気持ちを考えて人に接しましょう。
- ウ 服装・頭髪・身だしなみは、いつも清潔にするように心がけましょう。
- エ 常に健康ではつらつと、身の周りを明るく清潔にし、仕事がしやすいように整理整頓を心がけましょう。

(4) 挨拶と話し方

言葉は、自分の考えを他人に伝えるための重要な道具です。言葉を通して、こちらの考えていることを、相手に正確に分かってもらわなければなりません。「ものも言いようで角が立つ」と言いますが、ちょっとした言い方次第で相手に与え

る印象は随分違ってきます。したがって、話し方の基本を十分に身に付けておくことは、社会人としての大切な要素です。

ア まず挨拶から

- ①誰に対しても、どこでも、積極的に自分から挨拶をしましょう。
- ②朝、出勤したら、相手より先に「おはようございます」、帰りには「お先に失礼します」の挨拶を心がけましょう。
- ③呼ばれたら、「はい」と気持ちのよい返事を心がけましょう。
- ④依頼する際は「お願いします」とはっきりと、そして、事後に「ありがとうございました」と感謝の言葉を大切にしましょう。
- ⑤出張から帰ったときは、職場の方にお礼の言葉を伝え、復命を行いましょう。

イ 相手に分かるように話す（相手の立場になって）

- ①俗語をできるだけ避け、時と場に応じた適切な言葉遣いに心がけましょう。
- ②大切な要点は、あらかじめメモで整理しておいてから話すようにしましょう。
- ③相手が話しているときは、話の最後まで聴くようにしましょう。
- ④仕事中、会話中の方には、仕事、話の区切りを待ってから、話しかけるようにしましょう。
- ⑤座って仕事をしているときに、立っている方に話しかけられたら、立ち上がって対応するようにしましょう。
- ⑥明るい声で、はっきりとした語調で話しましょう。

ウ 敬語を正しく使う（間違いやすい敬語の例）

- 例①それで結構ですか。（×） → それでよろしいでしょうか。
例②今何と申しましたか。（×） → 今何とおっしゃいましたか。
例③先生は、いつ参られますか。（×） → 先生は、いついらっしゃいますか。
例④校長先生はいらっしゃいません。（×） → 校長は不在です。

(5) 来客の応対

来客に対しては特に親切に、丁寧に、誠実に対応することが大切です。

(6) 電話の応対

電話の応対では、相手の姿が見えないだけに、一層礼儀正しさがが必要です。明るく感じのよい電話のかけ方、受け方を身に付けることが大切です。

ア 一般的な心構え

- ①電話を受ける際は、必ずメモをとる用意をしましょう。
- ②適切な音量を心がけましょう。小さな声では相手に聞きにくく、逆に大声はまわりに迷惑をかけます。
- ③相手によって態度を変えないようにしましょう。また、相手を待たせないようにしましょう。待たせたときには、「お待たせして申し訳ありません」と伝えましょう。
- ④私用で電話を使うことは慎みましょう。

イ 電話をかけるとき

- ①何を話すか決め、要点をメモしておき要領よく簡潔に話しましょう。
- ②相手が出たらすぐに名乗り、相手を確認しましょう。
- ③感じのよい挨拶をしてから用件を告げましょう。

- ④長電話にならないように的確に用件を話し、終わりには忘れずに挨拶をしましょう。
- ⑤電話を切るときには、受話器を静かに置くなど、相手が不快な思いをしないように気を付けましょう。

ウ 電話を受けるとき

- ①ベルが鳴ったらできるだけ早く出て、こちらの学校名や氏名を名乗るとともに、相手を確認しましょう。相手の所属や氏名などを必ずメモするようにします。
- ②3回以上ベルが鳴ってから受けたときは、「お待たせしました」と伝えましょう。
- ③用件を聞いてメモを取り、大切なことは復唱するようにしましょう。伝言を受けた時にはなるべく早く伝言先に伝えましょう。
- ④問い合わせに対して、調べてから回答するときは、長く待たせないようにします。回答までの時間が長くかかるようなら、いったん切ってからかけ直しましょう。
- ⑤個人情報に関する問い合わせ等については、安易に返答せず、相手の連絡先を記録し、いったん電話を切って、校長・教頭に相談しましょう。

エ 電話を取り次ぐとき

- ①誰に用件があるかを確認め、迅速にその人に取り次ぎましょう。
- ②指名の人が不在のときは、こちらからかけ直す旨を伝えるか、もしくはいつなら連絡が取れるかを知らせましょう。その際、相手の電話番号を聞いておくといいです。
- ③問い合わせ等に対して、自分で判断しかねるときは、必ず上司又は担当者に取り次ぎましょう。

4 学習指導要領

(1) 学習指導要領とは

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育が受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めている。これを「学習指導要領」という。

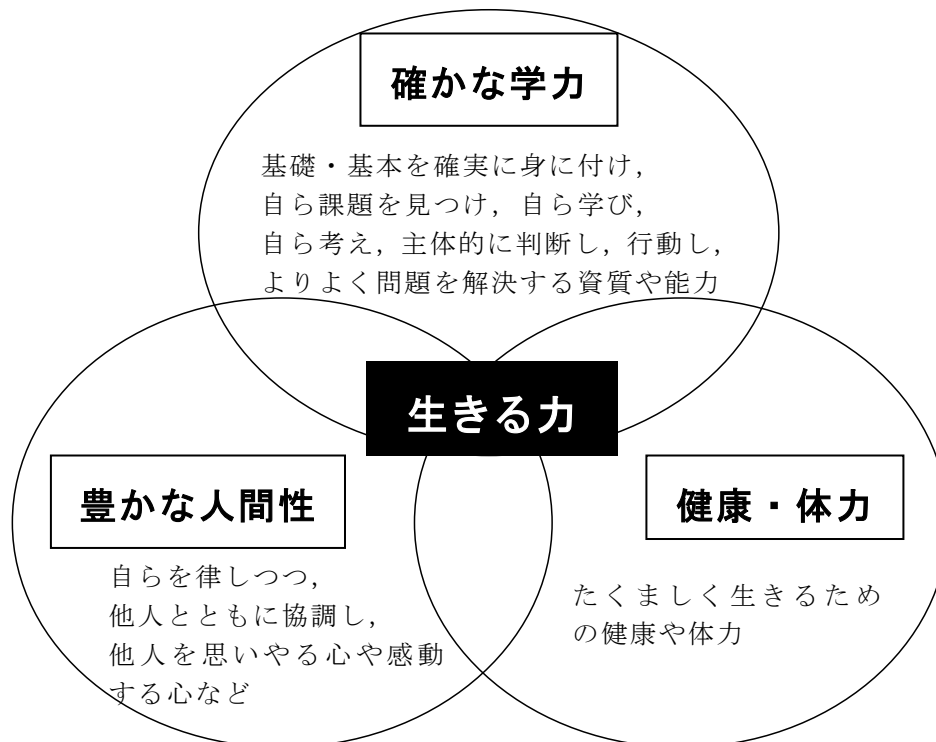
「学習指導要領」は、戦後すぐに試案として作られ、現在のような形で定められたのは昭和33年のことである。それ以来、ほぼ10年ごとに改訂が繰り返されてきた。現行の学習指導要領は、高等学校では平成25年度入学生から学年進行で、また、特別支援学校においては、それぞれの学校段階に準じて実施されている。

平成30年3月に新高等学校学習指導要領が公示された。新学習指導要領は、令和4年度入学生から学年進行で適用される。令和元年4月から令和4年3月までは移行期間とされ、この期間においては、教科書等の対応を要しない場合など可能な範囲で、新学習指導要領による取組を推進していく。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の主旨を十分に踏まえて指導する。

(2) 学習指導要領の基本的なねらい

ア 教育基本法改正等で明確となった教育理念を踏まえ、知・徳・体の調和を重視した「生きる力」（下図参照）をはぐくむ。

イ 基礎的・基本的な知識・技能，思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し，これらを調和的にはぐくむ。



(3) 現行の学習指導要領の基本的な考え方

- ア 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領の改訂
- イ 「生きる力」という理念の共有
- ウ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- エ 思考力・判断力・表現力等の育成
- オ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- カ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- キ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

(4) 新学習指導要領改訂の基本的な考え方

- ア 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- ウ 高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施される改訂。



- ア 「何ができるようになるか」を明確化
- 知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。
- イ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められる。
- そのため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要。特に、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実が必要。

5 学習指導

(1) 学習指導とは

学習指導とは、各教科において、教員にとっては「教え」、生徒にとっては「学ぶ」過程で、生徒が生涯にわたって主体的に学習する態度や創造する能力を養うために行う指導のことです。

したがって、各教科において、新しい時代に必要となる資質・能力とは何か、絶えず研究しながら、各単元・授業において、「何ができるようになるか」の観点から目標や指導計画を立て、生徒と共有するとともに、生徒にとって「わかる・できる授業」を実践して、いかに充実感をもたせるかということを絶えず念頭に置きながら授業を計画し、実践します。

学習指導要領に示された各教科・科目の目標と内容、各学校の掲げる教育方針をしっかり踏まえ、生徒一人一人の能力・適性、興味・関心、進路などを十分に考慮して、より適切な指導計画の作成と実践を行う必要があります。

(2) 学力とは

学力については、「読・書・算」に代表されるような知識・理解・技能にとどまらず、自ら学ぶ意欲や、思考力、判断力、問題解決能力などまで含めるものと考えなければなりません。従来の指導においては、ともすれば、画一的に知識を教え込み、知識の量の多寡によって学力をとらえがちでしたが、学習指導要領は、これまでの学力に対する考え方を修正・転換し、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、自分で課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、すなわち「**確かな学力**」を育てることを目標にしています。各教科においては、それを踏まえて教科目標の設定がなされていますので、学習指導においては、これらの点を十分理解して、その実現を図らなければなりません。

【学力の三つの要素】

- ア 基礎的・基本的な知識・技能（生きて働く知識・技能）
- イ 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等（未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等）
- ウ 主体的に学習に取り組む態度（学びを社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等）

*（ ）内は新学習指導要領改訂の考え方

(3) 評価（「指導と評価の一体化」）とは

評価に当たっては、知識や技能の到達度を的確に評価することは大切ですが、それにとどまることなく、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力なども含めた学習における到達度を適切に評価することが重要です。

学習指導要領では、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」、「知識・理解」による4観点（新学習指導要領は「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点）による評価を基本とします。その場合、例えば「知識・理解」について、単に覚えるものととらえるのではなく、生徒が自ら体験して、実感をもって学ぶことにより、学習や生活に生きて働くものととらえて身に付けさせる必要があります。

教育活動は、計画、実践（指導）、評価という一連の活動が繰り返されながら、生徒のよりよい成長を目指した指導が展開されます。すなわち、指導と評価は別物ではなく、評価の結果によって、その後の指導を改善し、さらに新しい指導の成果を再度評価するという、指導に生かす評価を充実させることが重要です（いわゆる「**指導と評価の一体化**」）。

また、評価は、学習の結果に対して行うだけでなく、学習の過程においても実施できるよう、評価の工夫を一層進めることが大切です。児童生徒にとって評価は、自らの学習状況に気付き、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習や発達を促すという

意義があります。

(4) 評価規準とは

目標に準拠した評価を着実に実施するためには、各教科・科目の目標だけでなく、領域や内容項目レベルの学習指導のねらいが明確になっていること、学習指導のねらいが生徒の学習状況として実現されたとはどのような状態になっているかが具体的に想定されていることが必要です。

このような状況を具体的に示したものが評価規準であり、各学校において設定するものです。各学校において、学習評価を行うために評価規準を設定することは、生徒の学習状況を判断する際の目安が明らかになり、指導と評価を着実に実施することにつながります。

(5) 年間指導計画（指導と評価の年間計画）

ア 作成の意義

担当する教科・科目のほか、総合的な探究の時間、ホームルーム活動など、年間を通じての指導に当たっては、それぞれの目標のもと、1年間を見通した年間指導計画に基づいて日常の指導が行われます。適切な評価によって生徒の目標到達度が測定されるとともに、教員の指導を改善する資料が得られ、これを生かして次の計画が練られ、「指導と評価の一体化」が具現するような指導が行われます。このようなフィードバックを積み重ねてこそ教員としての成長も遂げられ、よりよい教育を実現することができるようになります。

指導計画は、年度当初、概略的な年間指導計画として立案されますが、これは、単元（題材）ごとの指導と評価の計画及び毎時間の具体的な実践計画に裏付けられるものでなければなりません。その毎時間の指導計画が、学習指導案となります。

イ 作成に当たっての留意事項

- ①学習指導要領に示された「目標」，「内容」，「内容の取扱い」，「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」について，十分に理解する。
- ②学校・学科の教育目標や生徒の実態を十分に踏まえた指導計画を作成する。
- ③学校の教育課程における当該教科・科目の位置付けを明らかにし，他の教科・科目との関連を図り，発展的・系統的な指導ができるようにする。
- ④評価が適切に行われるよう，方法，時期，規準などを十分に工夫して位置付ける。
- ⑤指導の順序や指導項目のまとめ方に工夫を加え，教育機器等の利用，学校図書館の活用を考えるなどして効果的な指導ができるようにする。
- ⑥実験・実習を伴う教科・科目にあっては，その適切な位置付けと指導方法の工夫を図る。
- ⑦年間指導計画の実施に当たっては，実施状況，生徒の反応，問題点，改善策などその都度記録しておき，次年度の改善につなげる。

(6) 学習指導案

ア 学習指導案の作成例

以下に掲載されている指導案を参照。

[総合教育センターHP→関係資料を読む→教科等のページ「指導と評価（高等学校）」](#)

イ 作成に当たっての留意事項

- ①単元（題材）及び本時で扱う内容を明らかにする。

指導内容を教員自身が徹底的に理解する。学習指導要領や年間指導計画を土台にして、扱う内容を明らかにする。

- ②生徒の実態を把握する。

指導に直接関わる生徒の実態を具体的にとらえ，その上で教材を吟味し，指導過程を工夫する。特に既習事項の理解とその定着度を把握することは，授業を進める上で不可

欠。

③指導の重点化を図る。

内容のどこに重点を置くか、あらかじめ十分に検討しておく。指導内容を徹底的に研究するとともに、生徒の実態を踏まえ焦点化を図ることが大切。

④指導目標を明らかにする。

この単元（題材）及び本時の指導を通して生徒にどんな力を付けたいのかを明らかにする。教科・科目の本質的なねらいに加えて、その教材を通して習得させる知識、技術、態度について明記する。

⑤適切な学習過程の組み立てを考える。

本時の学習目標を達成するために、学習過程を時系列的にどのように組み立てるかを工夫する。その際、次の点に十分に配慮する。

- ・生徒が主体的に学習に取り組める学習過程であること。
（課題の設定の仕方や問題の与え方、分量は適切か）
- ・生徒の思考の順序性を踏まえた学習過程であること。
- ・生徒が発見、思考、判断する場を明確にした学習過程であること。
- ・学習方法の指導や訓練が設けられた学習過程であること。
- ・資料や教具、機器等の活用が図られた学習過程であること。
- ・実験・実習が明確に位置付けられた学習過程であること。

⑥発問内容などを明らかにする。

簡潔な中にも、メインとなる発問（テーマ）と期待する答え（到達する目標）や生徒の学習活動などを必ず盛り込み、授業者の意図が明確になるように努める。

⑦評価の実施場面や方法などを明らかにする。

単元（題材）ごとの評価の計画や評価規準に基づき、授業の中のどこでどのような評価を行うかを明確にする。

(7) 授業

ア 授業改善

授業は、単に教科書の記載事項を伝達するだけでなく、生徒の「知的世界」が広がっていくよう、わかりやすく、魅力的な授業となるよう工夫を重ねていく必要があります。そのためには、教材研究が不可欠であり、深い知識や技能はもちろんのこと、生徒の主体的・協働的な学びが生まれる授業を目指し、常に授業改善に取り組むことが必要です。

イ 見通しと振り返り

授業の始めには、本時の目標を明確にし、この時間に何を学ぶのか、何ができるようになるのかという見通しを示します。また、授業の終わりには、本時の目標が達成できたかの確認や振り返りを行うことで、生徒の実態が把握でき、授業改善につなげることができます。また、「できた」「わかった」という達成感を味わわせることで、学習意欲の向上にもつなげることができます。

ウ 教壇に立つときの確認事項

- ①教員としての正しい言葉遣いをしているか
- ②教員として、ふさわしい服装であるか
- ③生徒に対して誠実な態度であるか
- ④落ち着いた雰囲気ですべてが始められているか
- ⑤始業の挨拶や生徒の服装などを正させているか
- ⑥教科書やノート等を机の上に準備させているか
- ⑦授業の妨げになる物を生徒の机から片付けさせているか
- ⑧心をこめて話し、生徒の取り組みを認め、価値づけているか

<認める・価値付ける>

生徒は、自分の努力が認められ、褒められることによって、「もっと頑張ろう」という意欲が湧きます。単に何でも褒めればよいということではなく、生徒の取り組みをよく観察し、その過程を認めつつ助言したり、褒めたりすることが大切です。

POINT
・生徒をよく観察して、小さなことでも認めたり、褒めたりする ・皆の前で認めたり、褒めたりすると生徒の自信になる ・グループやクラス、学年などの集団を認めたり、褒めたりすることで、生徒の集団への帰属心が高まる ・褒めるときには、思い切り褒めるとよい

<叱る>

叱るとは、生徒の誤った考え方や行いなどについて、それが誤りであることを理解させるための指導であり、改善への方向付けをすることです。

叱り方によっては、生徒との人間関係を著しく悪化させることがあります。特に避けなければいけないのは、生徒の人格を否定するような叱り方です。生徒との信頼関係が崩れてしまうと、その後の指導に支障をきたしてしまうことがあります。

POINT
・なぜ叱られているのかを生徒に理解させる ・導くべき正しい方向性を明確にする ・感情で叱らない（「叱る」と「怒る」は違う） ・生徒を他と比較しない（兄弟姉妹と比較、他のクラスや他の学校と比較） ・生徒の性格や能力などをよく理解した上で叱る ・生徒は公正に叱ることのできる教師を信頼する

(参考)

生徒が教員を嫌いになるいくつかの事例（生徒に対するアンケートから）

- 平素、温厚な人柄の先生だと思って尊敬していたのに、ある時、急に感情丸出しで、言葉汚く友人をののしったとき。
- 理解もあり、生徒の意見もよく聞いてくれる先生だったのに、ある時、急に独断的、一方的に指示を出し、質問をしたら怒鳴られたとき。
- 期末試験が近づいたら、授業のピッチが急に速くなり、説明もぞんざいで、ただ先へ進めばよいというように見えたとき。
- 急に生徒たちを見下して皮肉を言ったり、馬鹿扱いをしたりしたとき。
- はっきり是非を判定せず、ぐずぐずして自信がないように見えたとき。
- 不正行為をしている生徒を見ても、知らん顔をしている姿を見たとき。
- えこひいきをする態度を見たとき。

エ 発問

授業の中で生徒に発問し、思考を促して答えを求めることは、生徒を主役とした学習指導、双方向の学習指導を実現する最も基本的な形態であり、また、授業の緊張感を高めるなど授業展開の重要なポイントです。熟練した教員は、適切な時点での、適切な発問や、生徒の応答への適切な承認や励ましの評価によって、生徒の興味・関心を高め、成就感を与えつつ、自身の授業の計画や具体的展望の軌道修正を絶えず行っています。

発問→思考→応答→評価の過程で、生徒に思考の機会を与えるなどして、生徒を巧みにレールからレールへと導き、学力の定着を図ることできる授業力を高められるよう実践を積み重ねていきましょう。

①発問の役割

発問は、思いつきでなされるものではありません。常に学習のねらいを深め、学習の過程に即して意図的になされなければなりません。

POINT
・導入時の発問・・・本時の学習への関心を高める。 ・展開時の発問・・・生徒の思考力を高める。 また、小ステップごとの知識・理解の定着度を確かめ、次の段階への発展のきっかけとする。 ・まとめ時の発問・・・本時の要点を整理し、次時への展望を与える。

②発問に際して

発問に際しては、上記の役割を担うものになるためにいくつかのポイントがあります。

POINT
・生徒の応答には、承認や励ましの評価を行うこと。成就感をもたせるような配慮が必要。 ・予想外の答えであった場合、その答えをうまく位置付けること。教員側の授業進行のシナリオにあてはまらないものを評価しないという態度をとらない。 ・発問の主旨が明確であること。 ・「あの」「その」「この」のような指示語をなるべく避け、簡潔な表現であること。 ・生徒の思考がとぎれないような発問となっていること。 ・単なる正誤だけの判断でなく、その生徒の思考の仕方を尋ねること。生徒が立てた論理を知ることによって指導方法の改善を図ることができ、授業に対する生徒の主体的な参加が期待できる。 ・生徒の発言は、終わりまで聞くこと。必要ならば、具体的な方法、手順をはっきりさせるような助言をする。 ・発問した後は、生徒が考える時間を十分に与えること。 ・特定の生徒に指名が偏ることのないよう配慮すること。 ・指名する際は、指名される生徒に安心感を与えるよう配慮すること。 ・同時に二つ以上の発問や指示をしないこと。

オ 板書

教員は、板書の内容や構成を工夫し、教師の説明と一体化した板書とする必要があります。

POINT
・板書は事前の入念な計画に基づいて行うこと。 ・プロジェクターに映像や資料を投影する場合は、そのスペースや内容を踏まえて板書を計画すること。 ・1時間の授業が終ったときの板書がどうなっているかを想定すること。 ・生徒が発表しているとき、教員が生徒に背を向けて板書せず、生徒の顔を見て聴くこと。つまり「聴く」と「書く」をなるべく同時に行わないこと。 ・教員が書く文字は、正しく、丁寧な文字を書くこと。 ・板書の字は正しい筆順で書くよう心がけること。 ・生徒が板書や教師の発言などをノートに書き写す時間を十分とること。

カ 学習形態

授業は、教員と生徒の相互作用によって成立します。単なる知識の暗記ではなく、思考力、判断力、表現力などを身に付けられるよう体験的な学習、問題解決的な学習に積極的に取り組めるような学習形態を工夫し、一層の授業改善を図ることが必要です。

(8) 授業評価

「指導と評価の一体化」を実現するには、生徒の反応を具体的に的確に受け止めるために、「生徒による授業評価」を実施することが有効です。

その際、調査結果への対応の仕方によっては、ともすれば生徒に迎合する危険性もあります。生徒のニーズに応え、よりわかりやすい授業を目指す部分と、努力を促したり、規律を守らせたりする部分との違いを見失わないようにしなければなりません。

(9) テスト

観点別の評価においては、ペーパーテストは学習評価の全てではありません。それ以外の各種の評価を適切に組み合わせ、総合的に評価をする必要があります。一方で、ペーパーテストも、評価のための重要な資料であることには変わりなく、とりわけ、高等学校における定期考査は、生徒の学習活動の中で、重要なものとして位置付けることができます。

POINT
・テスト問題の作成は、学習活動を的確に評価できるような、妥当性と信頼性を持った問題であること。 ・テストの内容と処理は、生徒自身の学習成果の点検、課題の追求や解決の過程に役立つものであること。 ・テスト結果は、個別の正答率調査・誤答研究をするなど、次の指導にフィードバックできるようにすること。

(10) ICT の活用

ア ICT (Information and Communication Technology：情報通信技術) 活用指導力

情報通信技術（以下 ICT）が急速に発展する現代において、教育における ICT 活用指導力は全ての教員に求められる基本的な資質能力です。教員が授業等において適切に ICT を活用することで、児童・生徒の興味や関心を高めたり、課題を明確に把握させたり、基礎的・基本的な内容の定着を図ることができます。また、児童・生徒自身が課題解決のために必要な情報を適切に収集・選択したり、わかりやすく表現・伝達したりできるよう、児童・生徒の「情報活用能力」を育成する指導力も求められています。

新学習指導要領において、「情報活用能力」は言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられており、育成を図るために必要な ICT 環境を整えるとともに、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮するよう示されています。

教員のICT活用指導力
・教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力 ・授業にICTを活用して指導する能力 ・生徒のICT活用を指導する能力 ・情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

イ 学校間総合ネット

岐阜県教育委員会では、授業や校務等の学校教育活動における ICT 活用がすすめられるよう、県内の学校及び教育機関等をネットワークで接続した「岐阜県学校間総合ネット」< <https://www.gifu-net.ed.jp/>>を整備し、様々なサービスを提供していま

す。

学校間総合ネットの主なサービス

- ・インターネットによる教育用コンテンツの提供（「岐阜県まると学園」）
- ・遠隔共同学習を可能とするテレビ会議システム及びWeb会議システム
- ・教職員による情報交換や情報共有を可能とする教職員メールシステム
- ・スケジュールや施設・設備及び文書等の共有を可能とするグループウェア
- ・各学校の情報発信を可能とするWebページ

ウ 情報モラル指導

情報化社会の進展に伴い、ネットワークや ICT 機器を安全かつ有効に活用できるよう、全ての生徒に「情報モラル」を身に付けさせる指導が必要です。

情報モラルの指導は、あらゆる教科、総合的な学習の時間、特別活動、ホームルーム活動など、全教育活動を通して、機会を捉えて行わなければなりません。指導にあたっては、日常のモラルを育成することに加えて、ICT の仕組みを適切に理解させることが必要です。

情報モラル指導を行うには、まず教員自身が情報モラルについて学び、生徒の実態と情報社会の進展とともに変化する特性を理解する必要があります。以下の資料等を参考に研修をすすめてください。

【参考資料】

○情報モラル教育の充実（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm



○情報モラル関係資料（岐阜県教育委員会）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/kyoiku-iinkai/gakko-anzen/jyouhoumoraru.html>

エ 情報セキュリティ

学校における教育活動において多くの個人情報を取り扱います。取扱いに当たっては、特に配慮を要する個人情報も含まれ、個人情報の漏えい、紛失等の防止に努め、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。日頃から、危機意識とリスク回避のための対策について理解するとともに、情報管理の高い意識をもって情報を取扱う必要があります。

オ 学校における著作権

学校の教育活動における著作物の利用については、「著作権法上の例外措置として教育活動であるから、どんな場合でも他人の著作物を許諾なく利用できる」と誤解をしてはなりません。教員は、学校現場に係る主な権利制限規定を理解し、著作権者の利益を不当に害することのないようにしなければなりません。そして、他人の権利を尊重できる生徒を育成するために、授業等において機会を捉えながら指導を行う必要があります。

【参考資料】

○著作権に関する教材，資料等

・文化庁ホームページ

学校における教育活動と著作権→

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken>

[/seidokaisetsu/pdf/gakko_chosakuken.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/gakko_chosakuken.pdf)



○音楽を利用する場合

・JASRAC（日本音楽著作権協会）ホームページ

学校など教育機関での音楽利用→

<https://www.jasrac.or.jp/info/school/index.html>

○教科書を利用する場合

・JACTEX（教科書著作権協会）ホームページ

教科書利用のための Q&A→

<https://www.jactex.jp/faq01.html>



6 総合的な探究の時間

(1) 総合的な探究の時間とは

学習指導要領改訂に伴い、従来の「総合的な学習の時間」は「総合的な探究の時間」に改められ、移行期間（平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間）中の特例として、平成31年度（令和元年度）以降に高等学校に入学した生徒に適用される。

総合的な探究の時間は、各学校の教育課程上必置とされており、その単位数は、必修教科・科目の単位数と同様、卒業までに履修させる単位数の中に含んでいなければならない。総合的な探究の時間の単位数については、卒業までに3～6単位を標準としている。

(2) 総合的な探究の時間の目標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ア 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- イ 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分類して、まとめ・表現することができるようにする。
- ウ 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

(3) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

- ア 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究の見方・考え方を働かせ、教科・科目等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなどの創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。
- イ 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価などを示すこと。
- ウ 目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するに当たっては、生徒の多様な課題に対する意識を生かすことができるように配慮すること。
- エ 他教科等及び総合的な探究の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それが総合的に働くようにすること。その際、言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視すること。
- オ 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。
- カ 各学校における総合的な探究の時間の名称については、各学校において適切に定めること。
- キ 障がいのある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法に工夫を計画的、組織的に行うこと。
- ク 総合学科においては、総合的な探究の時間の学習活動として、原則として生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動を含むこと。

(4) 内容の取扱いについての配慮

- ア 各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
- イ 課題の設定においては、生徒が自分で課題を発見する過程を重視すること。
- ウ 探究の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。
- エ 探究の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫する

こと。

オ 自然体験や就業体験活動，ボランティア活動などの社会体験，ものづくり，生産活動などの体験活動，観察・実験・実習，調査・研究，発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

カ 体験活動については，目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえ，探究の過程に適切に位置付けること。

キ グループ学習や個人研究などの多様な学習形態，地域の人々の協力も得つつ，全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。

ク 学校図書館の活用，他の学校との連携，公民館，図書館，博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携，地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

ケ 職業や自己の進路に関する学習を行う際には，探究に取り組むことを通して，自己を理解し，将来の在り方生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。

7 ふるさと教育

「教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）」では，本県教育が目指す姿の基本的な考え方として，「ふるさとに誇りをもち，『清流の国ぎふ』を担う子どもたちの育成」を掲げている。子どもたちが将来世界で活躍したり，地域の活性化に貢献したりして，「地域社会人」として活躍するためには，子どもたちがふるさとをよく知り，また，自らがふるさとで活躍していく将来像を描けるようにする必要がある。

高等学校においては，小学校・中学校で学んだ知識をベースに，地域の課題解決に向けて活動をする。そのような地域と高等学校を強く結びつける活動を通じて，地域の魅力を知り，課題を発見・解決する探究的な学習を，「ふるさと教育」として，それぞれの学校や学科の特色に応じ，全ての高等学校で展開することとしている。

<専門高校>

○専門高校と産業界等の連携を通して，「ものづくり」や「食・くらし」を支え，地域の資源（恵み）を新しく発見したり，今まで活用した取組を発展させたりして，地域産業を担う専門的職業人を育成

<活性化が求められる高校>

○生徒数の動向から活性化が求められる高校について，学校と地域を強く結びつける活動を通じて，地域の魅力を知り，課題を発見・解決する学習を推進

<普通科高校>

○選抜制の高い大学への進学が多い高校において，地域課題解決型の探究的な学習を推進するため，スーパーグローバルハイスクールや理数教育フラッグシップハイスクール指定校に加えて，未指定校を新たに指定

○中堅進学校に協議会を設置し，関連する自治体，大学や地域の企業等の協働により，地域の魅力を知り，課題を発見・解決する学習を推進

8 特別活動

(1) 特別活動とは

特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事の3つから構成される。特別活動については、学習指導要領の移行期間（平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間）においては、移行期間中の教育課程の特例として、平成31年度（令和元年度）以降、在籍する全ての生徒に新学習指導要領による指導を適用する。新学習指導要領においては、特別活動の目標と内容を次のように定めている。

(2) 特別活動の目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- ア 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- イ 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- ウ 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

(3) 特別活動の内容

1) ホームルーム活動

目標に掲げる資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

① ホームルームや学校の生活づくりへの参画

- ア：ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決
- イ：ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚
- ウ：学校における多様な集団の生活の向上

② 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

- ア：自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成
- イ：男女相互の理解と協力
- ウ：国際理解と国際交流の推進
- エ：青年期の悩みや課題とその解決
- オ：生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

③ 一人一人のキャリア形成と自己実現

- ア：学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解
- イ：主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用
- ウ：社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成
- エ：主体的な進路の選択決定と将来設計

2) 生徒会活動

目標に掲げる資質・能力を育成するため、学校の全生徒をもって組織する生徒会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

① 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営

- ② 学校行事への協力
- ③ ボランティア活動などの社会参画

3) 学校行事

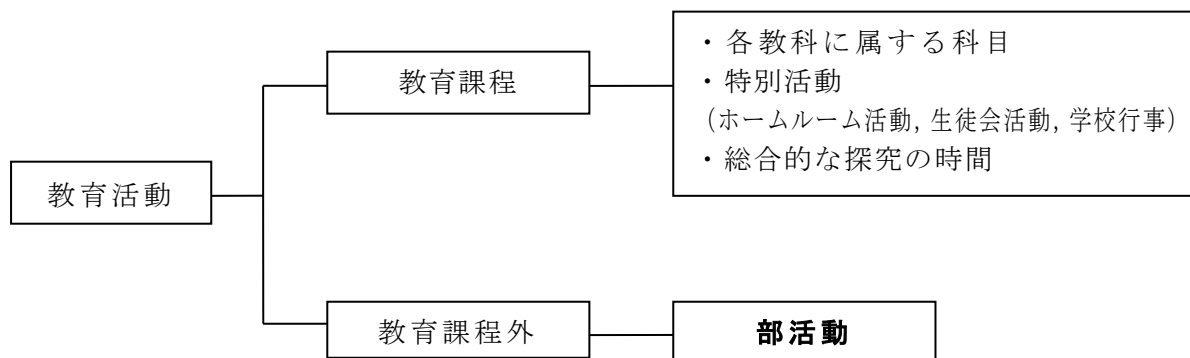
目標に掲げる資質・能力を育成するため、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

- ① 儀式的行事
- ② 文化的行事
- ③ 健康安全・体育的行事
- ④ 旅行・集団宿泊的行事
- ⑤ 勤労生産・奉仕的行事

9 部活動の位置づけ

(学習指導要領)

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、**学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの**であり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにする。



10 生徒指導・学校安全

(1) 生徒指導とは

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指している。生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言える。

各学校においては、生徒指導が、教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要である。

(2) 指導の際の留意点

ア 生徒理解に努める。

一人一人の個性を把握し生かしていくために、個々の生徒の持つそれぞれの特徴や傾向をよく理解することが大切である。そのためには、生徒のわずかな変化も見逃さない感性を日頃より磨いていく努力が必要である。

イ 共感的な人間関係を構築する。

教員と生徒という関係の中で、生徒を一人の人間として人格を尊重することが大切であり、共感的な理解に基づく人間関係の構築が不可欠である。

ウ 自己存在感をもたせる。

学校生活において、生徒が集団に埋没しないで、集団の一員としての確たる存在感を抱くことは、自己の持つ能力・適性等を発揮し、自己実現を図るとともに、望ましい社会的な資質・態度の育成のうえからも重要である。

エ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

生徒が日常の生活のさまざまな場面で、自らの行動を選択・決断し、実行し、責任をとるという経験（自己決定の場）を幅広くもつことの積み重ねが大切である。

オ 全校体制で指導する。

全教職員の共通理解と共通行動があってこそ、指導がより確かなものとなる。

(3) 危機管理

ア 危機管理の4段階

①問題行動や事故等の**予知・予測**

②問題行動等の**未然防止**

③問題行動等への**対応**

④問題行動等の**再発防止**

イ 危機管理の鉄則

さ	最悪を想定し	・・・・・・	最初の対応を慎重に行う
し	慎重、かつ	・・・・・・	指揮系統をはっきりさせる
す	素早く	・・・・・・	推測で動かず、正確な情報を得る
せ	誠意をもって	・・・・・・	戦略と戦術にたける
そ	組織で対応	・・・・・・	組織の役割分担を明確にする

ウ 情報共有

ほう 報告
れん 連絡
そう 相談

(4)教育相談について

子どもたちの、「心」のサインを見逃さない対応が必要。

- ア 個々の生徒の理解に必要なかつ適切な資料収集をする。
- イ 全生徒を対象として、生徒の能力、適性等を最大限発揮できるように努める。
- ウ 保護者との連携を密にし、生徒、教員、保護者による相談形態も大切にする。
- エ 場合によっては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、専門医等との連携を積極的に進める。
- オ ホームルーム担任による教育相談だけでなく、学校全体で相談活動が行われるよう学校として教育相談体制の確立を図る。

(5)ホームルーム運営について

ホームルーム活動における生徒の連帯意識の育て方

- ア ホームルーム活動の目標と内容を明確にする。
- イ LHRの時間における達成感・充実感はホームルーム経営の発展を約束する。
- ウ 学校行事をホームルームとして取り組み、有効に利用する。
- エ 生徒は自主性を主張しながらも、ホームルーム担任の指導と援助を望んでいる。
- オ 日頃から、リーダー養成を心がけ、ホームルーム活動のための基礎づくりを行う。

(6)生徒指導の今日的課題

- ア いじめ
- イ 不登校
- ウ 情報モラル(SNS)に関わる問題
- エ 性に関わる問題
- オ 虐待
- カ その他(暴力・脅迫・恐喝、喫煙・飲酒・薬物乱用、万引き(窃盗) 等)
- キ その他支援に関わる課題(学校適応指導, 教育相談, 学業指導, 進路指導, HR指導, 部活動指導, 生徒会指導, 外国人生徒の支援 等)

(7) いじめの未然防止と早期発見・早期対応の徹底

①「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであること」、「だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであること」を十分に認識する。

②いじめの早期発見と早期対応

生徒が発する小さなサインを見逃さないよう日ごろから丁寧に生徒理解を進め、早期発見に努める。そのためには、表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じとる必要がある。

※生徒の様子に異変を感じた際には、必ず速やかに管理職へ報告する。

(8)事故(外傷、急病等も含む)発生時の対応

①応急手当の実施：優先すべきことは、児童生徒等の生命と健康である。

②管理職への報告：速やかに連絡する。

③被害児童生徒等の保護者への連絡：第一報は可能な限り早く連絡する。

※「この程度のけが…」という意識ではなく、常に最悪のケースを想定して行動する。

1 1 進路指導

(1) 進路指導とは

進路指導は、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識をもち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう、指導・援助することである。卒業時の進路をどう選択するかを含めて、さらにどういう人間になり、どう生きていくことが望ましいのかといった長期的展望に立って、生徒の「キャリア発達」を促す教育活動である。

(2) キャリア教育における「キャリア発達」と「基礎的・汎用的能力」

ここでいう「キャリア発達」とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のことである。一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育が「キャリア教育」であり、キャリア教育で育成すべき力としてまとめられたのが「基礎的・汎用的能力」である。「基礎的・汎用的能力」は以下の4つの能力で構成される。

「人間関係形成・社会形成能力」

多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力

「自己理解・自己管理能力」

自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力

「課題対応能力」

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力

「キャリアプランニング能力」

「働くこと」を担う意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力

(3) 進路指導で求められていること

- ア 進路指導の意義や必要性についての共通理解を深めること。
- イ 進路指導に関する校内指導体制の確立を図ること。
- ウ 学校の教育課程における進路指導の位置付けを明確にすること。
- エ ホームルーム活動における進路指導の充実を図ること。
- オ 就業にかかわる体験的な学習や、外部の教育力を活用した教育活動を通して望ましい勤労観・職業観の育成に努め、キャリア教育の推進を図ること。
- カ 生徒一人一人が自己の能力・適性を生かし、自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択決定できるよう、ガイダンスの機能の充実を図ること。
- キ 社会や産業の進展に即した進路に関する情報や資料の整備とその活用を図ること。
- ク 進路指導に関する評価を適切に行うこと。
- ケ 保護者の進路指導に関する理解と協力が得られるように努めること。
- コ 就業体験（インターンシップ）を積極的に推進すること。

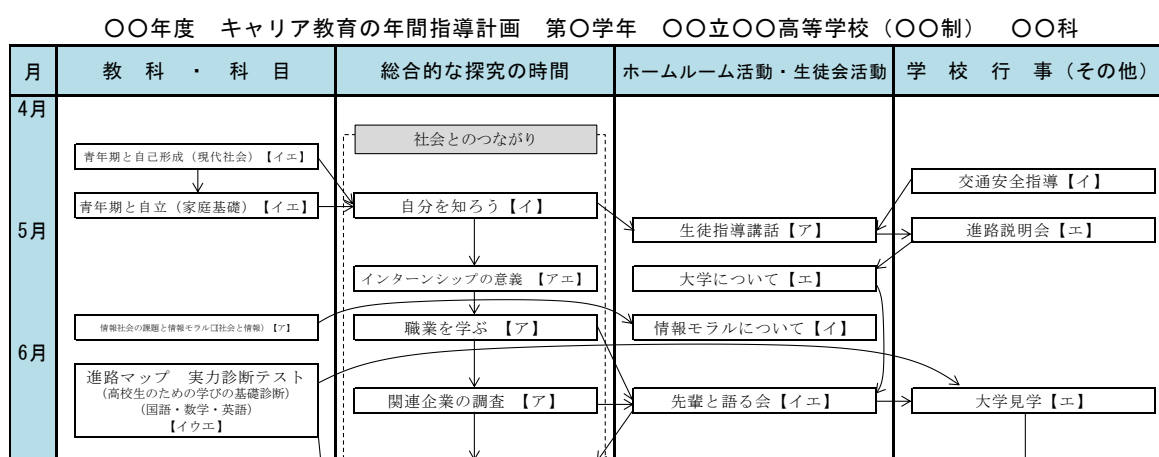
(4) キャリア教育の年間指導計画に基づく進路指導

各学校においては、下図のようなキャリア教育の年間指導計画を作成している。各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動、学校行

事)の相互の関連性や系統性に留意し、有機的に関連付けて計画する。

高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)の「総則」においては、特別活動を要としつつ、各教科・科目等の特質に応じてキャリア教育の充実を図ることが示された。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこととしている。また、今回の改訂においては、「総合的な探究の時間」の目標に「横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながらよりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することを目指す」とあり、キャリア教育と深く関わっている。

各学年、各ホームルームにおいては、学校の指導方針についての共通理解をもち、それらを反映させた進路指導計画を作成した上で、「キャリア・パスポート」を活用し、適切な指導・援助を行う必要がある。「キャリア・パスポート」とは、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐことができるポートフォリオ教材で、小学校入学から高等学校卒業までの記録を蓄積する。



【図】キャリア教育の年間指導計画(一部)

(5)進路指導における留意点

- ア 進路指導の適時性や順序性の具体化を図るため、学校の進路指導の理念や体制に基づく、学年ごとの進路指導の目標や、「何のために、どのようなことを、どのような観点から学習するのか」などについて、よく理解しておくこと。
- イ 生徒の態度や行動は、種々の条件が重なり合っているため、その能力・適性などについては、平素から、観察、検査、調査、作文、個人懇談などを通して一人一人の生徒をよく知り、生徒自らの計画や、職業選択・決定について指導・援助をし、「人生設計」についてのよき相談相手となること。
- ウ LHRでは、進路学習についての時間を確保すること。特に、「将来の生き方と進路の適切な選択決定に関すること」の具体的な内容として、進路適性の理解と進路情報の活用、望ましい職業観・勤労観の確立、主体的な進路の選択決定と将来設計などについて取り上げ、指導内容、題材を「いつ、どこで、どのように」組み立てるかにについて工夫改善を図ること。
- エ 生徒の直面する問題の中には、他の生徒にも共通していることとして一斉に指導する場合もあるが、個人的な問題の解決には個別指導を行うこと。
- オ 生徒に職業・産業・企業に関する啓発的な知識や情報を与えるために、平素から種々の機会や交流を通して、教員自身が社会的な視野や知見を広め、教育的な見識を高めること。
- カ 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること

12 産業教育

(1) 産業教育の役割

高等学校における産業教育は、これまで、農業、工業、商業、生活産業、情報等から成る職業に関する教科を通して、職業に従事する上で必要な資質・能力を育み、社会や産業を支える人材を輩出してきた。今後は、以下のことについて対応が求められる。

- ・ 科学技術の進展，グローバル化，産業構造の変化等に伴い，必要とされる専門的な知識・技術の変化への対応
- ・ 専門的な知識・技術の定着，多様な課題に対応できる課題解決能力の育成
- ・ 地域や産業界との連携の下，産業現場等における長期間の実習等の実践的な学習活動の充実
- ・ 職業学科で学んだ生徒の進路の多様性を踏まえた，大学等との接続への対応

(2) 産業教育の目標の在り方

職業に関する各教科の「見方・考え方」を働かせた実践的・体験的な学習活動を通して，社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ・ 各職業分野について（社会的意義や役割を含め）体系的・系統的に理解させるとともに，関連する技術を習得させる。
- ・ 各職業分野に関する課題（持続可能な社会の構築，グローバル化・少子高齢化への対応等）を発見し，職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を育成する。
- ・ 職業人として必要な豊かな人間性を育み，よりよい社会の構築を目指して自ら学び，産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を育成する。

(3) 教育内容の改善・充実

社会や産業の変化の状況や学校における指導の実情等を踏まえて，持続可能な社会の構築，情報化の一層の進展，グローバル化などへの対応についての視点から改善を図ることが求められる。また，こうした社会や産業の変化の状況等に対応する観点からも，経営等に関する指導についてはより重要となっており，例えば，農林水産業などの各産業においては，経営感覚に優れた次世代の人材の育成に向けた指導の充実などが求められる。

(4) 学習指導の改善・充実（「主体的・対話的で深い学び」の実現）

- ・ 「主体的な学び」の視点
企業等での高度な技術等に触れる体験は，キャリア形成を見据えて生徒の学ぶ意欲を高める「主体的な学び」につながるものである。
- ・ 「対話的な学び」の視点
産業界関係者等との対話，生徒同士の協議等は，自らの考えを広げ深める「対話的な学び」につながるものである。
- ・ 「深い学び」の視点
社会や産業の具体的な課題に取り組むに当たっては，各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ，よりよい製品の製造やサービスの創造等を目指すといった「深い学び」につなげていくことが重要である。

これらの学びを実現するためには，地域や産業界等との連携が重要であり，産業教育においては，今後とも地域や産業界等と連携した実験・実習などの実践的，体験的な学習活動を充実し，アクティブ・ラーニングの三つの視点から，これらの学習活動を再確認しながら，不断の授業改善に取り組むことが求められる。

（引用）文部科学省『平成30年7月高等学校学習指導要領解説』

13 人権教育

「誰か」のこと じゃない

(法務省 令和2年度 啓発活動重点目標～人権啓発キャッチコピー～)

(1) 人権問題

新しい令和の時代が幕を開け、我が国では、未来に向けて社会全体で人権問題に取り組もうとする気運がかつてなく高まっている。

しかし、一方では、いまだに生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別などの人権侵害が存在しており、特にいじめや児童虐待などにより子どもが命を落とすといった事案が後を絶たず、また、インターネット上で他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見・差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案も急増している。これらの問題を解決するためにも、引き続き、人権尊重思想の普及高揚のための人権啓発活動に着実に取り組んでいく必要がある。

また、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」(令和元年7月12日閣議決定)の趣旨を踏まえ、ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動の強化に取り組む必要がある。

さらに、外国人や障害のある人などに対する偏見や差別を解消するためにも、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を更に推進し、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現する必要がある。この「心のバリアフリー」は、「誰一人取り残さない」社会の実現を掲げている、平成27年に国連サミットにおいて採択された持続可能な開発目標(SDGs)の理念とも合致するものである。

これらの取組について、「誰か」のことではなく、自分自身のこととして捉え、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることが大切である。

(法務省啓発活動重点目標【趣旨】等を参照。)

(2) 啓発活動強調事項

法務省により、人権啓発重点目標の下、啓発活動強調事項として以下が掲げられている。

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 同和問題(部落差別)を解消しよう
- (6) アイスの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) HIV感染者等に対する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネットによる人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

(令和2年度 法務省「啓発活動強調事項」より)

これらの事項については学校生活の様々な場面において、今日的な人権課題として扱われることから、教職員はそれぞれの事項に対する正しい認識をもち、人権尊重のための行動を実践する力を養うことが重要である。

(3) 学校における人権教育

国の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」において、学校教育における人権教育の目標が次のように示されている。

一人一人の児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること

人権尊重の理念は目標の中にうたわれた「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」であるということができる。

また、人権教育は特定の教科や科目、活動場面に依るのではなく、全教職員によって全ての教育活動を通じて行われなければならない。

(4) 人権教育の基盤づくり

人権教育の理念を実現するためには、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、正しい人権感覚を身に付け、人権教育によって達成しようとする目標を具体的に設定し、主体的な取り組みを進め、具体的な行動を実践することが重要である。

また、生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりを以下の点に留意しながら進めていくことが必要である。

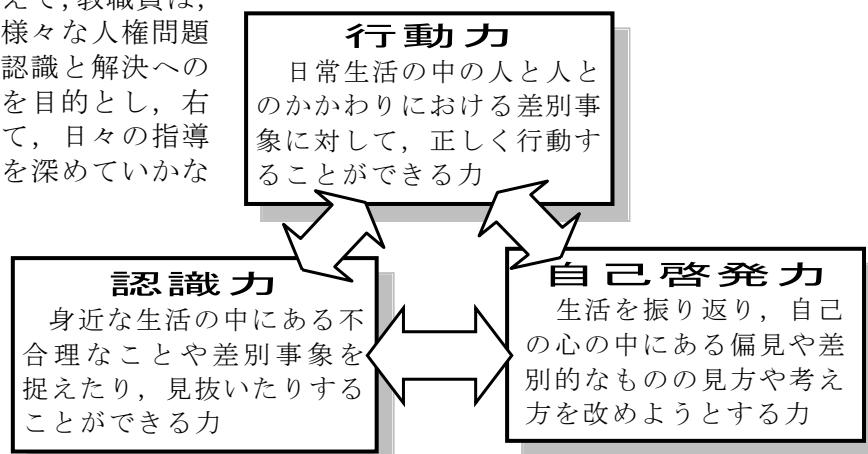
- 教職員の言動が、日々の教育活動の中で生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でもきわめて重要な意味をもつ。
- 生徒同士、教職員と生徒等の間の人間関係はもとより、教職員同士の間でも互いを尊重する態度を大切にして、教職員一体となつての組織づくり、学校・教室全体の雰囲気づくりを心がける。

以上の点に留意しながら、生徒が、他の人とともによく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、教育活動全体を通じて総合的にバランスよく身に付けることができるように「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」とが一体となった取組を展開していくことが重要である。

(5) 岐阜県人権教育基本方針（平成三十年三月二十九日 教育長決定）

- 人権教育は、これまでの同和教育及び人権同和教育での実践を踏まえ、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、学校、家庭及び地域社会において行われる教育活動である。
- 学校教育においては、全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。その際、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養い、人と人との間に存する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくし、自分の大切さとともにに他の人の大切さを認めることができる教育を推進するよう努める。

このような内容を踏まえて、教職員は、同和問題をはじめとする様々な人権問題は必ず解決できるという認識と解決への意欲、態度を育てることを目的とし、右の三つの力の育成に向けて、日々の指導内容や方法について研修を深めていかなければならない。



(1) 人権問題

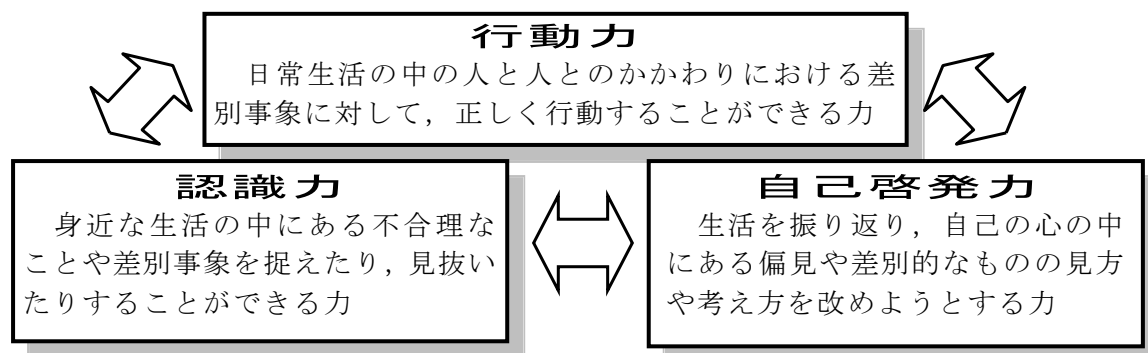
21世紀は「人権の世紀」と言われる。我が国では、基本的人権の尊重を憲法の基本理念の一つとしており、人権は「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」とされている。

しかし、社会においては、いまだに、生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別などの人権侵害が存在している。特に、いじめや児童虐待などにより子どもが命を落とすといった事案や、スマートフォンなどの普及と相まって、インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは差別・偏見を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案も急増している。また、学校においては、外国人児童生徒の増加に伴う人権問題や、LGBTの問題も考えていかなければならない。このほか、企業等では、長時間労働による過労死、各種ハラスメント（嫌がらせ）、不当な差別といった問題が発生している。（法務省啓発活動重点目標【趣旨】等を参照。）

(2) 岐阜県人権教育基本方針

人格の基礎が形成される幼少期から青年期に至る間の人権教育は特に重要であり、岐阜県においては「岐阜県人権教育基本方針」に基づいて人権教育を推進している。そこには、「人権教育は、これまでの同和教育及び人権同和教育での実践を踏まえ、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、学校、家庭及び地域社会において行われる教育活動である。」、「学校教育においては、全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。その際、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養い、人と人との間に存する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育を推進するよう努める。」と記されている。

このような内容を踏まえて、教師は、同和問題をはじめとする様々な人権問題は必ず解決できるという認識と解決への意欲、態度を育てることを目的とし、次の三つの力の育成に向けて、日々の指導内容や方法について研修を深めていかなければならない。



(3) 人権教育の基盤づくり

人権教育を推進するに当たって、国は「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の「学校における人権教育の目標」の中で、人権尊重の理念について次のように述べている。

人権尊重の理念について、特に学校教育において指導の充実が求められる人権感覚等の側面に焦点を当てて児童生徒にもわかりやすい言葉で表現するならば、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]であるといえることができる。

学校における人権教育を進めていく上では、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努める必要がある。特に、教職員は、児童生徒に直接ふれあいながら指導を行うので、教職員の言動が、日々の教育活動の中で児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でもきわめて重要な意味をもつことを理解しておかなければならない。また、児童生徒同士、教職員と児童生徒等の間の人間関係はもとより、教職員同士の間でも互いを尊重する態度を大切にして、教職員一体となつての組織づくり、学校・教室全体の雰囲気づくりを心がけ、学校教育における人権教育の基盤をしっかりとつくっていくことが重要である。

14 主権者教育

(1)「公職選挙法」「民法」の一部改正

少子高齢化、人口減少社会を迎えた日本において、若い世代が、社会の担い手であるという意識を持ち、主体的に政治にかかわることが社会の発展においては重要である。

また、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、様々な社会問題を「自己の課題」として捉え、権利や義務、国民生活を営むうえで必要な知識と積極的に社会参画していく行動力を備えた若者を育成していくことが求められている。

(2)「主権者教育」とは

主権者教育とは「生徒が政治や選挙に関する理解を深め、我が国や地域の課題を理解し、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを形成し、根拠をもって自分の考えを主張しつつ、他人の考えに耳を傾け、合意形成を図っていくことができるように、政治的教養を育む」教育であり、それによって「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え自ら判断し行動していく」主権者を育成するものである。

主権者教育は、全ての教育活動を通して、生徒が有権者としての判断を適切に行うことができるように、政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し自己の意見を正しく表明する力、他人の意見に十分耳を傾け尊重する態度、異なる意見を調整し合意を形成していく力などを身に付け、生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進めることが求められる。また、指導に当たっては、外部の公的機関と連携するなど、実践的な学習に積極的に取り組むことが求められる。

(指導資料「私たちが拓く日本の未来」・総務省・文部科学省)

(総務省「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書)

(3)「生徒の政治的活動」等に関する留意事項

上記の目標や主旨に照らし、必要な資質や能力を育むという点においては満18歳以上の生徒とそれ以外の生徒を区別する必要はないが、両者の間に存在する法律上の差異について理解させ、満18歳以上の生徒が、同じ高校生という理由で満18歳未満の生徒に同じ行動を求めることは違法となる場合があることを理解させる必要がある。

特に満18歳未満の者による選挙運動や金品の授受や利益の供与を伴う投票依頼や選挙運動は公職選挙法において禁止されていること、電子メールを利用した選挙運動は政党にのみ認められていることなどの政治的活動に関する留意事項を教員が十分に理解した上で授業やその他の学校活動に臨まなければならない。

(4) 学校における「指導上の政治的中立の確保」等に関する留意事項

- 現実に存在する政党を取り上げる場合は、一つの政党についてのみ取り上げることは避け、授業のねらいに照らした理解が可能になるよう、複数の政党の主張を紹介する。
- 新聞記事を活用する場合、政治的に対立する見解がある現実の課題については、異なる見解をもつ複数紙を使用する。
- 教員が特定の見解を提示する際には、多様な見解の中の一つとして提示し、教員の個人的な主義主張を避けて中立かつ公正な立場で提示する。
- 教員の立場を利用しての選挙運動をすることはできない。
 - ・授業中に特定の候補者に投票するように働きかける。
 - ・生徒に対しポスターを貼らせ、候補者の氏名を連呼させる。
 - ・生徒を通じて、特定の候補者に投票するよう保護者に依頼する。
 - ・保護者会の席などにおいて選挙運動をすることなど。

その他、有権者である生徒の投票行動に影響を与える行為は法令違反となる場合がある。

(指導資料「私たちが拓く日本の未来」参照)

15 特別支援教育

(1) 特別支援教育とは

「特別支援教育」とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

県では、一人一人の多様な教育的ニーズに応じて、学校資源や地域資源を効果的に活用したきめ細かな学びを提供する「インクルーシブ教育システム」の構築を目指し、様々な取組を行っている。

◆ 岐阜県が進める「インクルーシブ教育システム」

- ① 願いに寄り添う 専門性の高い学びの提供
- ② 学びを広げる 校種の枠を超えた学びの提供
- ③ 社会につなぐ 地域資源を活用した学びの提供

(2) 岐阜県の特別支援教育施策「新 子どもかがやきプラン（平成29年3月策定）」

・平成29年度から令和5年度までの7年間の施策 ※下記掲載アドレス参照

https://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/kennai-gakko/tokubetsu-shien/17783/shin_kodomokagayakiplan.data/np.pdf

(3) 特別支援学校における教育

特別支援学校では、可能な限り自立し、社会参加ができるよう障がいの状態や発達段階に応じた教育内容、方法により、きめ細やかな教育を行っている。また、小学校及び中学校の義務教育に対応して、それぞれ小学部と中学部があり、幼稚部と高等部、訪問教育を置くことができるようになっている。さらに幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校に対し、特別支援教育についての様々な相談にも応じている。

(4) 特別支援学級における教育

特別支援学級は、障がいの比較的軽い児童生徒の自立と社会参加を図るために、一人一人の障がいの種類や特性に配慮しながら、小学校や中学校に準じた教育を行っている。きめ細やかな対応ができるように、少人数の編成がなされており、一人一人に応じた効果的な指導が行われている。なお岐阜県では、障がいの種類に合わせて、知的障がい、肢体不自由、病弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいの6種の特別支援学級が設置されている。

(5) 通級による指導

通級による指導では、言語や聴覚、情緒などに軽度の障がいのある児童生徒や、発達障がい〔LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）〕などの児童生徒が、小学校、中学校及び義務教育学校の通常の学級で学びながら、概ね週1～3時間程度の専門的な個別指導を受けることができる。対象通級が設置されている学校に通う形になる。（自校に設置されている場合は自校。）

高等学校では、「少人数コミュニケーション講座」の名称で、自立活動を行っている。令和2年度は、自校の生徒を対象とした自校型の3校、他校の生徒を対象とした他校型の1校にて実施した。

(6) 小・中・義務教育学校・高等学校等の通常の学級における特別な教育支援

保育所・幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校の通常の学級などには、発達障がい〔自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がい〕など、特別な教育的支援が必要な子どもたちが在籍している。

現在、これらの子どもたちに対する指導の充実を図り、指導方法を確立することを目指して、特別支援教育の体制整備を進めている。

16 定時制・通信制教育

(1) 定時制・通信制教育の概況

昭和23年の新制高等学校の発足と同時にスタートした定時制・通信制高等学校では、困難な生活環境のもとで働きながら学ぶ生徒が殆どであったが、そのような勤労青少年が我が国の戦後復興からの高度経済成長期を支え、社会に大きく貢献した。

定時制課程の生徒数は、昭和28年には全国で約56万7千人に達し、高等学校全生徒数の約23%を占めたが、その後、高等学校への進学率が向上したのとは逆に、定時制への進学者数は減少した。岐阜県でも、繊維産業の隆盛に伴い、昭和41年には、生徒数が14,658人とピークに達したが、昭和60年代初めには激減した。しかし、平成9年度を最小に、その後は再び増加傾向を示している。

定時制発足当初、県内の各地に開設された定時制の大部分（定時制61校、通信制2校（岐阜高、斐太高））は、統廃合されるか、全日制高校が母体となって現在に至っている。現在、県内には定時制課程の高校として公立11校（華陽フロンティア、東濃フロンティア、岐阜商業、岐阜工業、大垣商業、大垣工業、加茂、中津、飛騨高山、関商工、阿木）、通信制課程の高校として私立を含めて8校（華陽フロンティア、飛騨高山、城南、ぎふ国際、中京学院大学附属中京、清凌、啓晴、西濃桃李）となっている。

高校教育を取り巻く社会環境の変化の中で、定時制・通信制高校の新たな役割として、多様な背景や課題を抱える生徒への対応や不登校生徒、転・編入生徒（進路変更）、外国人生徒、発達障がいのある要支援生徒、家庭環境によるハンディを背負った生徒など、様々な学習経験を持つ生徒の『学び直し』の場としての使命を担うようになってきている。そのような中で、平成10年に全国に先駆けて、県内全ての県立定時制・通信制高校が単位制に改編された（単位制高校とは「生涯学習の観点に立ち」「学習歴、生活環境などに応じて」「個別的に教科・科目の単位修得が可能な」「単位の累積加算により卒業資格を認定」するタイプの高校である）。また、平成12年度には「華陽フロンティア高等学校」が、平成16年度には「東濃フロンティア高等学校」が3部制単位制高等学校として開設され、自校以外の学修成果を評価する制度の活用や過去の学修歴を生かすことができるなど、様々な学習ニーズに応えることができる学びの場となっている。

(2) 教育課程と指導上の留意点

教育課程は、基本的には全日制の課程と変わらないが、働きながら学ぶ生徒の学習上の負担を軽減するため、実務等による職業科目の履修の一部代替や、各種学校及び専修学校と技能連携教育を行う制度などがある。なお、定時制の修業年限は通常は4年間であるが、3年間で卒業すること（3年修業制）も可能である。また、定通生徒生活体験発表大会、定通体育大会（全国、東海、県大会）など定時制・通信制教育独自の行事が積極的に行われ、勤労青少年教育の振興が図られている。

学習指導や生徒指導に当たっては、生徒の実情等を配慮し、学力等が多様化している実態を十分把握した上で、以下の2点を考慮して生徒に接することが大切である。

- ① 学習指導における基礎学力の定着にとどまらず、生徒のコミュニケーション能力や社会に対応できる力を伸ばすよう、ソーシャルスキルトレーニング、ユニバーサルデザインの見点やアクティブラーニングを取り入れた授業を積極的に取り入れる。
- ② 日頃から、生徒の自己肯定感を伸ばすことができるように、カウンセリングマインドをもってその存在を受け止め、個々の生徒の状況を全職員で共有し、生徒自身が自分の成長が実感できるような指導を進める。

資料１ 初任者研修制度の法的根拠

＜教育基本法＞

（教員）

第９条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

２ 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

＜教育公務員特例法＞

（条件附任用）

第12条 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第22条第１項に規定する採用については、同項中「６月」とあるのは「１年」として同項の規定を適用する。

（研修）

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

２ 教育公務員の任命権者は、教育公務員（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

（研修の機会）

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

２ 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

３ 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

（初任者研修）

第23条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第５条第１項において同じ。）の日から１年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

２ 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

３ 指導教員は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

資料２ 教員の身分と服務

公立学校の教員は、児童生徒を指導する**教育の専門家としての立場**とともに、**教育公務員、地方公務員としての立場**をもち、**いろいろの義務や制限が課せられている**。したがって、**公務員としての立場を自覚し、全体の奉仕者として信頼されるよう**に努めなければならない。

- 身分
 - ・公立学校の教員は、「地方公務員」としての身分をもち、地方公務員法の適用をうける。しかし、教育という職責の特殊性に基づき、「教育公務員」としての特例が教育公務員特例法等に設けられている。
- 服務
 - ・服務とは、職員が守るべき義務ないし規律。
- 服務の根本基準
 - ・地方公務員法第３０条で「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と、職員が公務に従事する上において基本となる規準を示している。
 これから、義務、制限、禁止の条項が導かれている。
 - ①服務の宣誓（地方公務員法第３１条）
 - ②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第３２条）
 - ③信用失墜行為の禁止（地方公務員法第３３条）
 - ④秘密を守る義務（地方公務員法第３４条）
 - ⑤職務に専念する義務（地方公務員法第３５条）
 - ⑥政治的行為の制限（地方公務員法第３６条）
 - ⑦争議行為等の禁止（地方公務員法第３７条）
 - ⑧営利企業等の従事制限（地方公務員法第３８条）
- 服務の宣言
 - ・職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。
 （地方公務員法第３１条）
 - ・新たに職員等となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式第一による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。
 （岐阜県職員等の服務の宣誓に関する条例第２条）

別記様式第一

宣 誓 書
わたくしは、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、これを擁護することを固く誓います。 わたくしは、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、県民全体の奉仕者として、法令に従い、誠実、かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。 令和 年 月 日 氏 名 印

○法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	・職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。（地方公務員法第32条） ・法令等に従うのは、当然のことである。 ・職務上の命令に従うのは、学校の組織の統一性を確保し、全職員が共通の意志のもとで教育活動に当たるために必要なことである。
○信用失墜行為の禁止	・職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。（地方公務員法第33条） ・特定の職員の行動が、学校の職員全体の行為、又は教員一般の行為として受け取られる場合がある。このことから、職務の遂行とは直接関係のない職員個人の行為であっても、公務に対する信頼を失わせるものになりかねない。したがって、信用失墜行為の禁止の規定は、職務上のみならず職務外においても、教員である以上は課せられている。
○秘密を守る義務	・職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。（地方公務員法第34条） ・職員会議の内容を軽々しく外部に漏らしたり、試験の問題を漏らしたりすることがあってはならない。生徒の個人情報とは当然のことである。
○職務に専念する義務	・職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。（地方公務員法第35条）
○政治的行為の制限	・職員は、政治的行為の制限を受ける。職員は、全体の奉仕者であって、特定の政党等に偏することなく、中立の立場で継続的かつ安定した職務の遂行を要求されるからである。（地方公務員法第36条、教育公務員特例法第18条）
○争議行為等の禁止	・職員は、同盟罷業（ストライキ）、怠業（サボタージュ）その他の争議行為をしてはならない。又、このような違法な行為を企たり、そそのかしたり、若しくはあおったりしてはならない。（地方公務員法第37条）
○営利企業等の従事制限	・職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げて職務に専念しなければならない。また、勤務時間及び職務上の注意力の全てを職務遂行のために用い、学校がなすべき職務にのみ従事しなければならない。これらの義務が十分に遂行されるためには、職務に影響を及ぼすような行為に職員が従事することは、勤務時間の内外を問わず制限される。（地方公務員法第38条）

資料3 教職員の勤務・福利厚生

教職員の勤務、給与、休暇等

公立学校の教職員の勤務、給与等については以下の各法令により規定されている。

<関係法令>

○地方公務員法

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

給与・・・第2章（給料）第4条（給料表）別表第3（教育職給料表）

昇給・・・第2章第6条（初任給、昇格、昇給等）

扶養手当・第11条

地域手当・第12条の2

住居手当・第12条の5

通勤手当・第12条の6

勤務時間、休暇等・・・第3章（勤務時間・休暇等） 等

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

○岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例

教職調整額の支給等・・・第3条 等

福利厚生

<共済組合>・・・組合員とその家族の生活の安定と福祉の向上ため、事業を行う。共済組合の事業は、地方公共団体の負担金と、組合員からの掛金および保険料によってまかなわれる。

○組合員・・・常時勤務する職員で、次に該当する者

・地方公共団体が設置する岐阜県下の公立学校の教職員

共済組合員となることで、互助組合に加入することができる（加入は任意）。

組合員証（健康保険証）・・・新しく組合員になると、「公立学校共済組合員証」が交付されます。この組合員証は、組合員の資格を証明するものです。病気やけがにより保険医療機関等で診療を受けるときなどに必要です。

○共済組合の主な事業

- ・結婚、出産、子どもの入学時の給付
- ・病気やけが、災害に遭ったときの給付
- ・厚生年金（老齢、障害、遺族）の給付
- ・貸付金（一般、特別、住宅、教育、介護等）
- ・人間ドック補助、特定健康診査等、健康相談事業

福利厚生の詳細については、年度当初に配布される「福利のしおり」を参照すること。



令和３年度
教育実践の手引
—高等学校用—

令和３年３月 発行

岐阜県教育委員会教育研修課

〒500-8384 岐阜市藪田南 5-9-1

TEL 058-271-3326

FAX 058-276-6774